

就労・自立インセンティブの強化を踏まえた 勤労控除等の見直し効果の検証

勤労控除等の見直しの効果の検証における論点

- 勤労控除については、自立助長を促進する観点から勤労意欲の増進が効果的に図られるよう見直しをしてきたところ。
- また、平成26年7月に生活保護法を改正し、保護脱却直後の税・社会保険料等の負担に備えること等を通じて、再度保護に至ることを防止する目的に就労自立給付金を創設した。
- このように就労・自立のインセンティブを強化する取組みを行っているところであるが、こうした取組みが就労・自立に対して効果があがっているのか、また更なる見直しが必要か、検討が必要ではないか。

基礎控除

- ・ 平成25年8月の基礎控除額の見直しについて、どのような効果があったか、まずは検証が必要ではないか。
- ・ 就労収入に比例して定率で控除額を増額していく方式をとっているが、検証結果を踏まえながら、更なる見直しが考えられないか。

新規就労控除・未成年者控除

- ・ 新規就労控除及び未成年者控除について、今日的な意義をどう考えるか。特に、未成年者の自立助長を目的とした控除であるが、貧困の連鎖を防止する観点から見直す必要はないか。

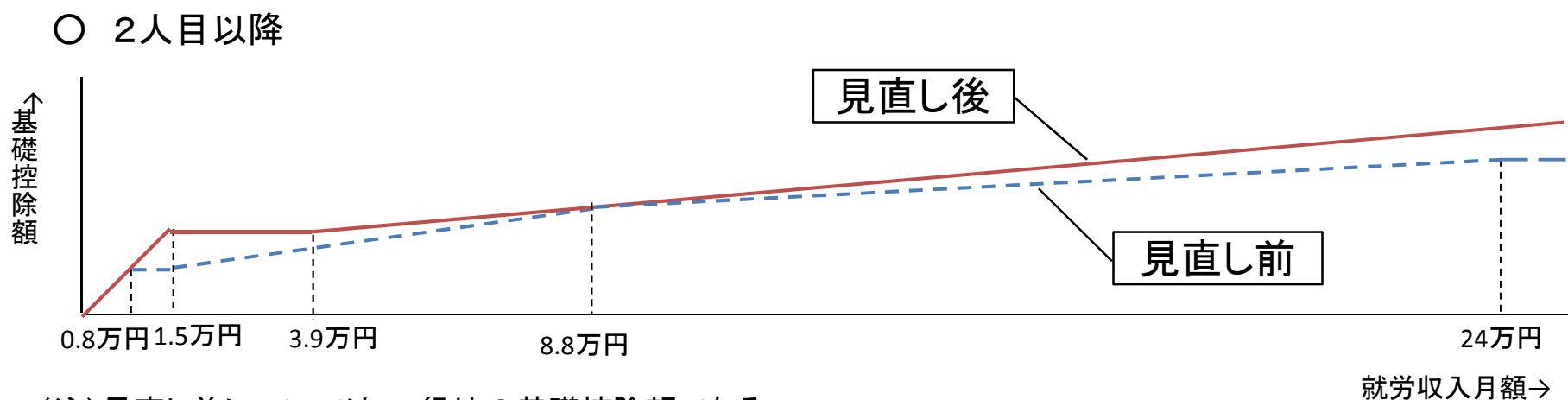
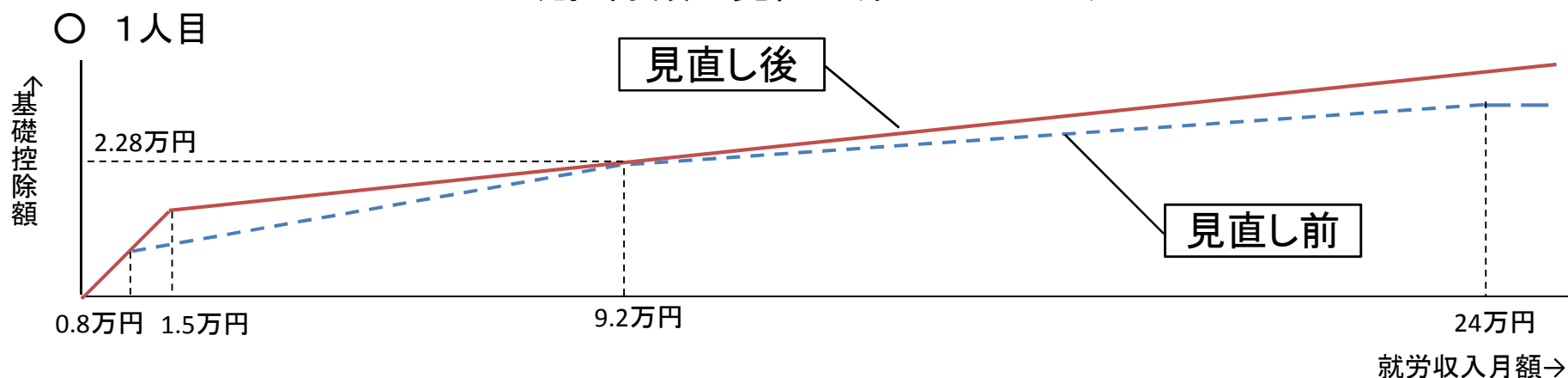
就労自立給付金

- ・ 保護脱却時点の効果を検証するため、まずは給付金がどのような使われ方をしているのか、把握してはどうか。

平成25年8月施行の基礎控除の見直しについて

- 基礎控除について、見直し以前は、収入月額が8,000円までは全額を控除し、8,000円を超える収入については、収入額に応じた控除率を乗じて控除額を適用していた。
- 平成25年8月に就労・自立インセンティブを強化する観点から、年間就労収入の1割を上限に控除する特別控除を廃止する一方、基礎控除の額について、①全額控除額を8,000円から15,000円まで引き上げ、②控除率を一律10%となるよう改め、基礎控除額を増額した。

基礎控除額の見直し(粗いイメージ)

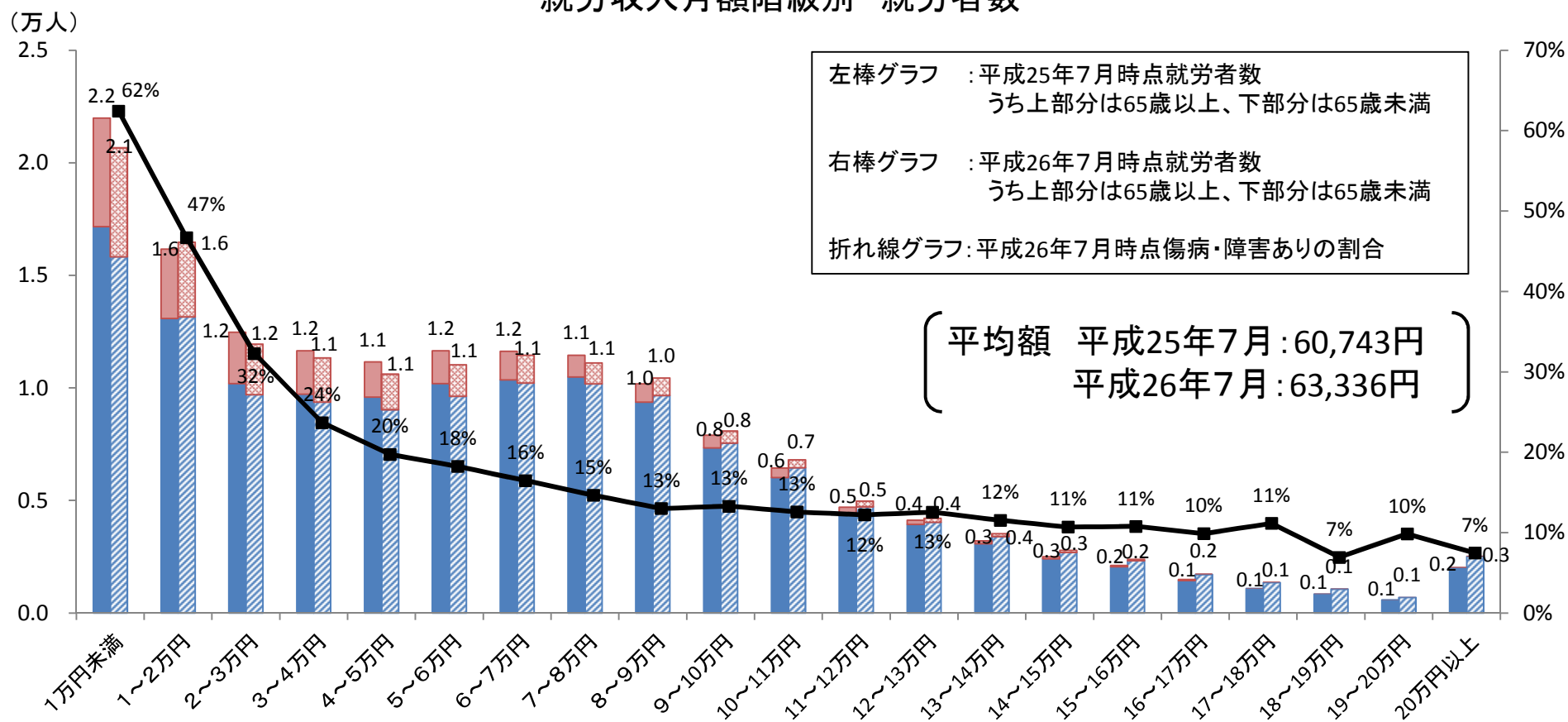


(注) 見直し前については、1級地の基礎控除額である。

平成25年8月施行の基礎控除の見直し影響の評価①－1 就労収入の分布

- 平成25年7月及び平成26年7月の両月において1円以上の就労収入があった者について、就労収入の分布を年度別に比較すると、基礎控除額見直し後の平成26年は見直し前の平成25年に比べ、月収8万円未満の者の割合が減少し、月収8万円以上の者の割合が増えている。
- また、就労収入月額階級別に傷病・障害の状況をみると、就労収入月額が増加するにつれ、傷病障害をもつ者の割合が減少する傾向にある。

就労収入月額階級別 就労者数



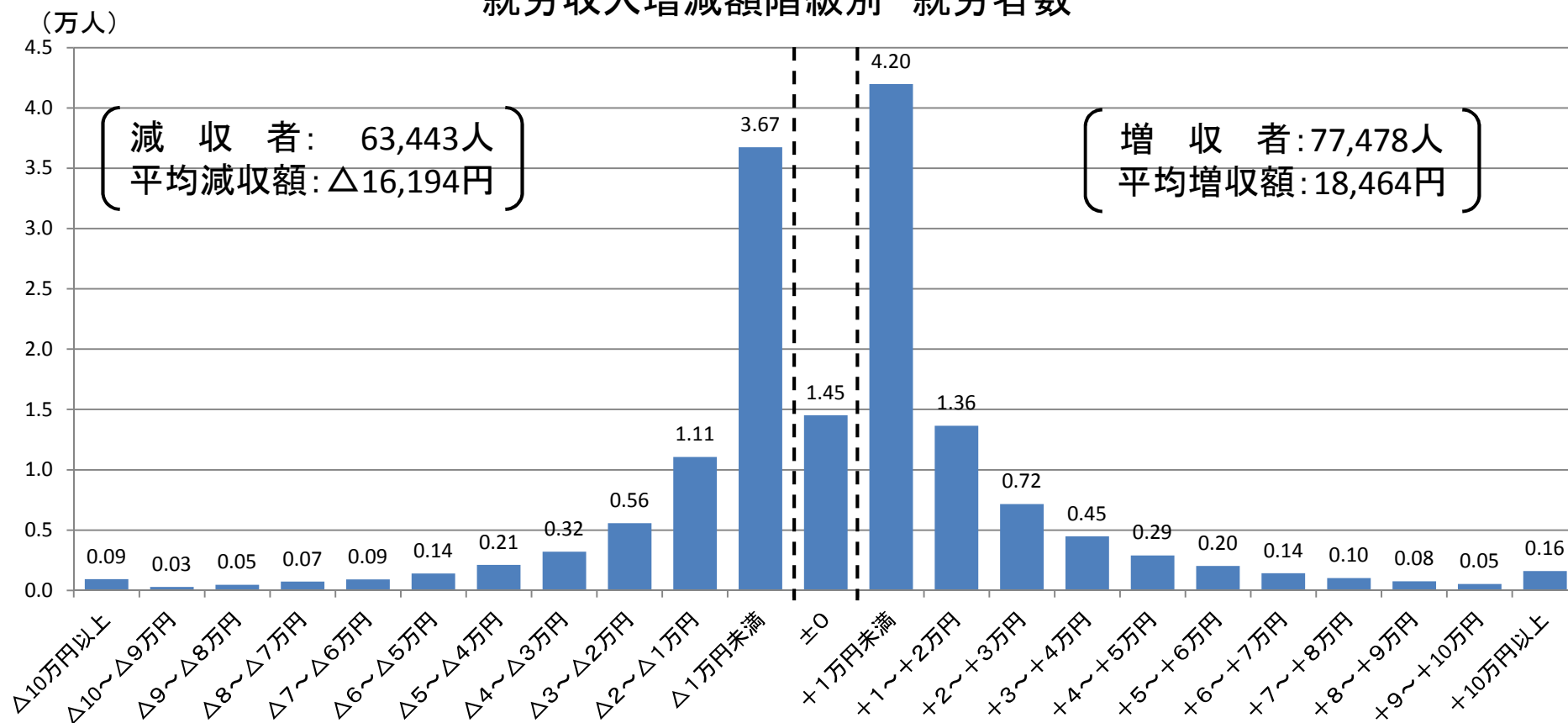
(注) 平成25年7月及び平成26年7月の両月において、1円以上の就労収入があった者(15万5,437人)における分布である。

(資料) 被保護者調査(年次調査、特別集計)

平成25年8月施行の基礎控除の見直し影響の評価①－2 就労収入の増減の分布

- 平成25年7月及び平成26年7月の両月において1円以上の就労収入があった者の平成25年7月と平成26年7月のそれぞれの就労収入月額の変動をみると、平成26年7月の就労収入が平成25年7月よりも増加した者が約7.7万人、減少した者は約6.3万人となっている。
- また、増減額階級別の分布をみると、増減額が大きくなるにつれ、就労者数が減少する傾向にある。

就労収入増減額階級別 就労者数



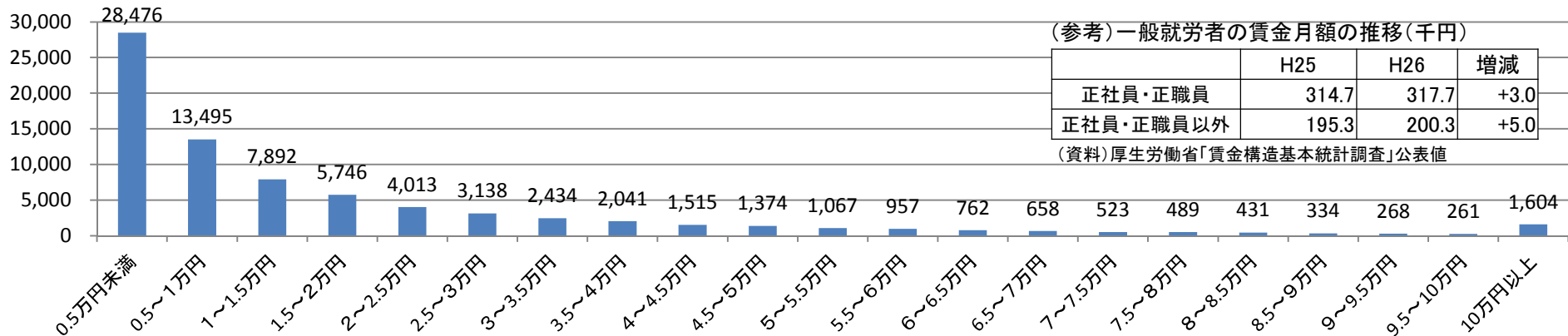
(注) 平成25年7月及び平成26年7月の両月において、1円以上の就労収入があった者(15万5,437人)における分布である。

(資料) 被保護者調査(年次調査、特別集計)

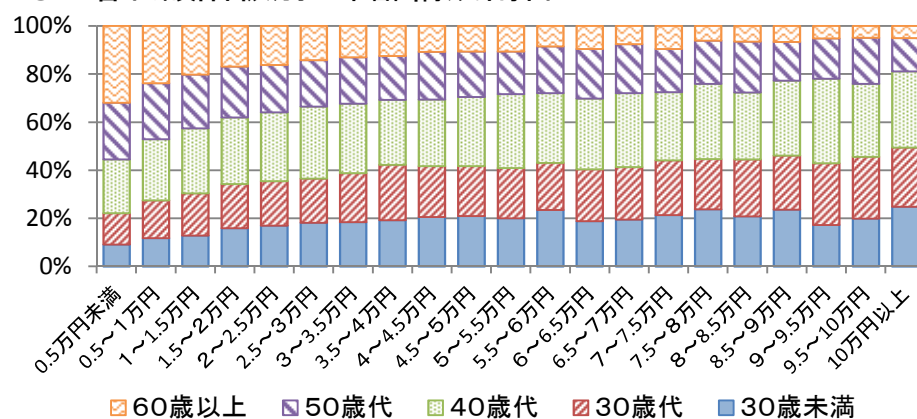
生活保護受給者の就労者全体のうち増収した者の状況

- 平成26年7月の就労収入が平成25年7月よりも高かった者の状況をその増収額階級でみると5千円未満の者が最も多くなっている。
- また、増収者の年齢構成や傷病障害の状況をみると、増収額が上がるにつれて、若年者及び傷病障害を有していない者の割合が高くなる傾向にある。

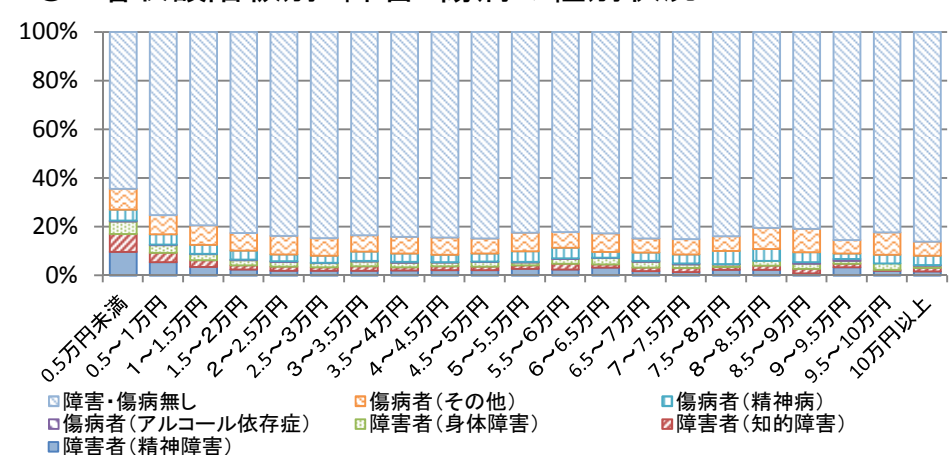
○ 増収額階級別 就労者数



○ 増収額階級別 年齢構成割合



○ 増収額階級別 障害・傷病の種別状況



(注) 平成25年7月及び平成26年7月の両月において、1円以上の就労収入があった者における分布である。
 (資料) 被保護者調査(年次調査、特別集計)

平成25年8月施行の基礎控除の見直し影響の評価①－3 就労収入の推移

○ 平成25年7月及び平成26年7月の両月において1円以上の就労収入があった者について、平成25年7月における就労収入月額階級毎に平成26年7月の就労収入の分布をみると、いずれの収入階級も平成25年7月における就労収入月額階級がピークである山型となっている。

平成25年7月及び平成26年7月の両月における就労収入月額階級別 就労者数

		平成26年7月											
		2万円未満	2～4万円	4～6万円	6～8万円	8～10万円	10～12万円	12～14万円	14～16万円	16～18万円	18～20万円	20万円以上	計
平成 25 年 7 月	2万円未満	31,266	3,859	1,221	803	439	245	128	96	44	29	24	38,154
	2～4万円	3,640	13,671	3,767	1,499	682	378	203	133	74	44	30	24,121
	4～6万円	1,080	3,503	11,180	4,301	1,429	599	327	170	97	52	65	22,803
	6～8万円	539	1,178	3,566	11,245	4,385	1,177	498	251	112	69	60	23,080
	8～10万円	302	558	1,101	3,309	8,395	2,828	861	397	153	85	80	18,069
	10～12万円	140	267	416	796	2,229	4,580	1,702	622	208	97	84	11,141
	12～14万円	85	124	216	352	587	1,371	2,798	1,129	402	138	130	7,332
	14～16万円	47	70	92	140	229	397	806	1,692	712	223	207	4,615
	16～18万円	25	31	49	69	91	114	235	435	915	386	260	2,610
	18～20万円	14	13	16	30	44	59	89	139	256	450	354	1,464
	20万円以上	18	23	30	31	30	49	100	118	178	222	1,249	2,048
	計	37,156	23,297	21,654	22,575	18,540	11,797	7,747	5,182	3,151	1,795	2,543	155,437

(注) 平成25年7月及び平成26年7月の両月において、1円以上の就労収入があった者における分布である。

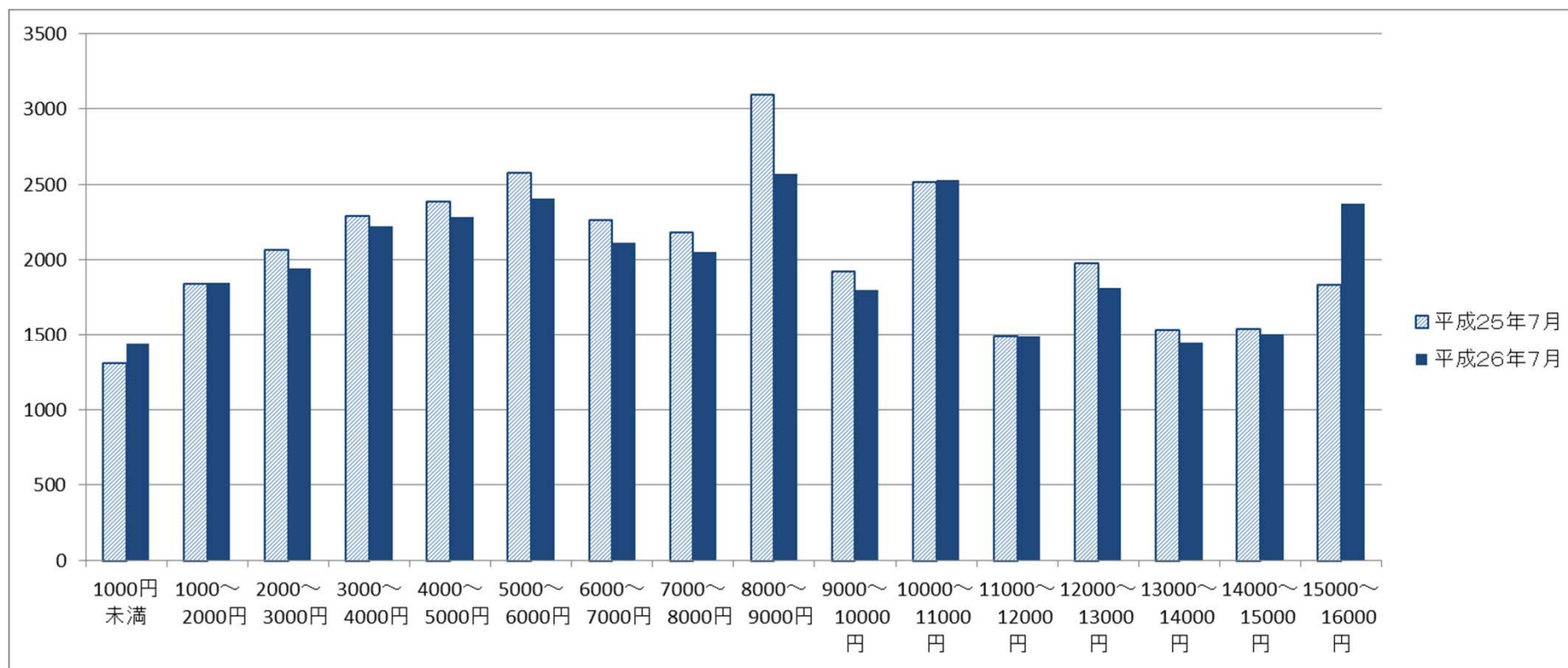
(資料) 被保護者調査(月次調査、年次調査は特別集計)

(参考) 平成26年度の就労を理由に保護脱却した人数
31,093人(保護廃止全体人数に占める割合18.1%)

平成25年8月施行の基礎控除の見直し影響の評価②－1 全額控除未満の者の状況①

- 平成25年7月及び平成26年7月の両月において1円以上の就労収入があった者について、基礎控除の全額控除上限内の状況を収入別にみると、全額控除となる金額の上限が8,000円であった平成25年7月には、8,000円～9,000円の階級がピークになっている。また、全額控除となる金額の上限が15,000円となった平成26年7月では、15,000円～16,000円の階級が大きく増加している。

平成25年7月、平成26年7月の両月における就労収入月額階級別 就労者数



(注) 平成25年7月及び平成26年7月の両月において、1円以上の就労収入があった者における分布である。

(資料) 被保護者調査(年次調査、特別集計)

平成25年8月施行の基礎控除の見直し影響の評価②－1 全額控除未満の者の状況②

- 平成25年7月及び平成26年7月の両月において1円以上の就労収入があった者について、基礎控除の全額控除上限内の状況を平成25年7月と平成26年7月の時点をクロスしてみると、いずれの収入額階級についても平成25年7月における就労収入額をピークとした山型になっている。
- また、平成25年7月の就労収入が15,000円未満の階級については、15,000円～16,000円にも比較的大きな集団が形成されている。

平成25年7月、平成26年7月の両月における就労収入月額階級別 就労者数

		平成26年7月																	
		1000円未満	1000～2000円	2000～3000円	3000～4000円	4000～5000円	5000～6000円	6000～7000円	7000～8000円	8000～9000円	9000～10000円	10000～11000円	11000～12000円	12000～13000円	13000～14000円	14000～15000円	15000～16000円	16000円以上	総計
平成25年7月	1000円未満	831	159	62	37	24	26	14	14	7	15	15	5	5	6	3	11	80	1314
	1000～2000円	207	934	217	111	59	47	25	18	22	15	13	4	12	5	8	27	123	1847
	2000～3000円	93	228	921	239	106	81	47	39	29	26	25	16	11	9	8	38	156	2072
	3000～4000円	59	117	215	1015	203	127	70	50	52	36	36	17	21	14	13	43	209	2297
	4000～5000円	43	74	130	215	1015	194	114	97	52	48	41	36	32	14	22	27	238	2392
	5000～6000円	34	61	65	137	245	1020	225	136	101	53	66	50	24	21	22	48	274	2582
	6000～7000円	22	35	52	65	119	183	769	187	124	64	77	43	58	32	28	54	358	2270
	7000～8000円	18	24	30	54	81	130	170	687	193	120	97	52	43	45	38	67	340	2189
	8000～9000円	20	31	48	62	71	98	135	190	1114	200	183	112	85	62	53	155	481	3100
	9000～10000円	8	18	16	27	39	64	85	103	167	481	176	89	93	48	46	75	393	1928
	10000～11000円	14	17	24	30	45	55	55	75	117	158	850	164	99	80	67	116	551	2517
	11000～12000円	3	8	9	15	24	33	29	49	67	89	129	302	128	84	62	81	385	1497
	12000～13000円	5	10	14	15	23	33	39	51	72	69	103	126	428	125	98	128	644	1983
	13000～14000円	5	16	5	17	14	20	32	28	47	45	65	59	120	297	106	105	559	1540
	14000～15000円	8	7	8	10	20	22	20	23	41	35	49	52	72	99	272	126	682	1546
	15000～16000円	2	11	19	6	16	25	35	27	33	32	70	39	88	71	94	439	833	1840
	16000円以上	67	98	108	166	178	249	251	279	328	313	532	324	491	432	568	828	117311	122523
総計		1439	1848	1943	2221	2282	2407	2115	2053	2566	1799	2527	1490	1810	1444	1508	2368	123617	155437

(注) 平成25年7月及び平成26年7月の両月において、1円以上の就労収入があった者における分布である。

(資料) 被保護者調査(年次調査、特別集計)

平成25年8月施行の基礎控除の見直し影響の評価②－2 全額控除未満の者の年齢、傷病・障害別状況

○ 平成25年7月及び平成26年7月の両月における就労収入月額が現行の基礎控除における全額控除額(15,000円)未満である者の年齢別、障害・傷病の有無別の状況をみると、60歳以上の者の割合が約4割、何らかの傷病・障害を持つ者が約6割となっている。

平成25年7月及び平成26年7月の両月における就労収入月額が15,000円未満であった者にかかる
年齢別 傷病・障害の有無別 就労者数

	障害者 (精神障害)	障害者 (知的障害)	障害者 (身体障害)	傷病者 (アルコール依存症)	傷病者 (精神病)	傷病者 (その他)	障害・傷病 無し	計
30歳未満	271	938	217	2	115	39	400	1,982 (8%)
30歳代	824	769	286	0	280	120	560	2,839 (12%)
40歳代	1,546	752	432	12	501	277	1,170	4,690 (19%)
50歳代	1,372	558	624	73	492	503	1,684	5,306 (22%)
60歳以上	1,261	417	903	65	442	1,309	5,286	9,683 (40%)
計	5,274	3,434	2,462	152	1,830	2,248	9,100	24,500 (100%)

傷病・障害がある者の合計: 15,400人(全体の62.9%)

(注) 平成25年7月及び平成26年7月の両月において、1円以上15000円未満の就労収入があった者における分布である。

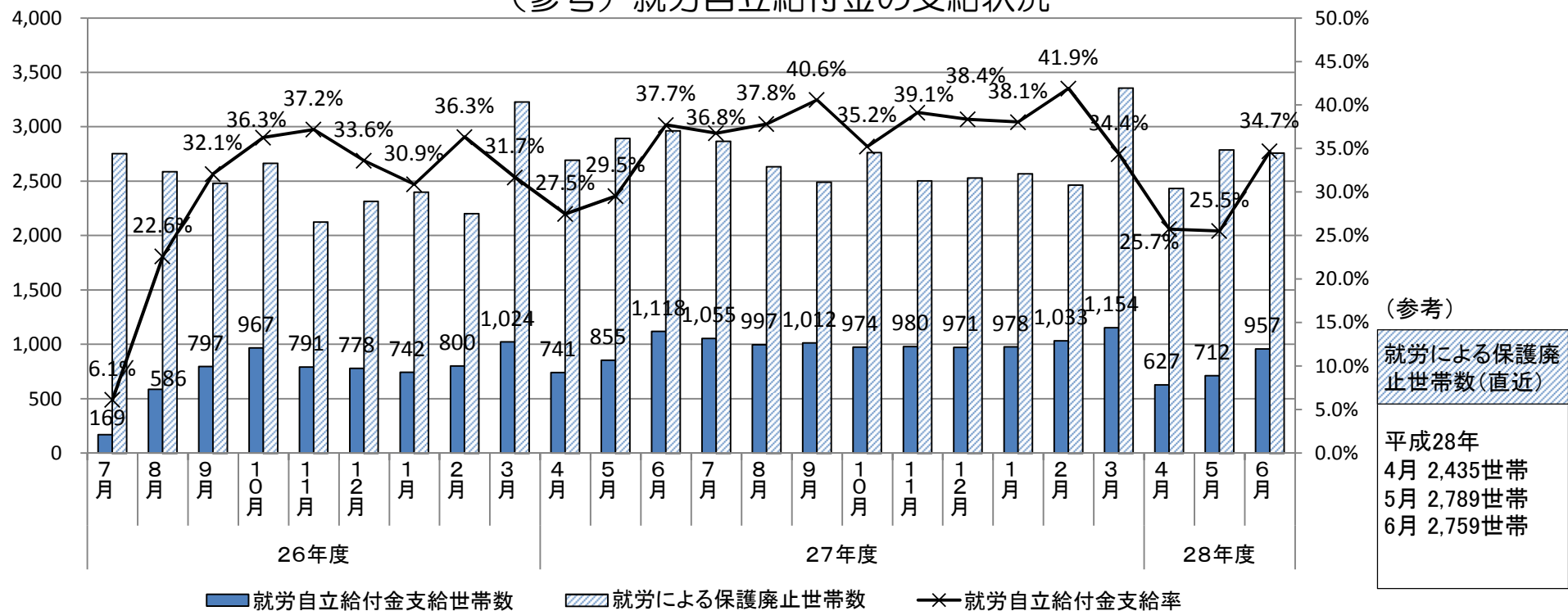
(資料) 被保護者調査(年次調査、特別集計)

平成26年7月施行の就労自立給付金創設の影響の評価(案)

○ 平成26年7月に生活保護法の改正により創設した就労自立給付金については、保護脱却直後の税・社会保険料等の負担に備えること等を通じて、再度保護に至ることを防止することを目的としている。

○ この就労自立給付金の影響の効果を検証するに当たっては、就労自立給付金を受給した者と受給していない者との間で、保護脱却直後の困難状況に違いがないか、また、就労自立給付金を受け取った者が実際にどのような費用に役立てたのかなど、就労を理由に保護脱却した者に対してアンケート調査を実施し、まずは実態把握を行ってはどうか。

(参考) 就労自立給付金の支給状況



出典 被保護者調査(平成23年度以前は、福祉行政報告例)平成26年度は確定値、平成27年度、平成28年度は速報値。

※ 就労による保護廃止世帯数は、「働きによる収入の増加・取得」による廃止数。

※ 就労自立給付金は、保護課調べ 平成26年7月～平成27年3月の支給世帯は推計。

平成26年7月末時点の生活保護受給者の就労者数(年齢・世帯類型別①)

- 就労している者について、年齢別にみると全体では40代と50代の割合が大きいですが、母子世帯は30代と40代の割合が大きい。
- 世帯類型別にみると、その他の世帯の就労者数が最も多い。

		就労者数 合計	～19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70歳 以上	平均 年齢 (歳)
世帯全体	人数	262,026	16,240	21,033	37,475	61,950	55,195	34,094	19,762	16,277	47.8
	割合	100.0%	6.2%	8.0%	14.3%	23.6%	21.1%	13.0%	7.5%	6.2%	
高齢者世帯	人数	31,825	150	—	—	—	—	—	17,202	14,473	69.8
	割合	100.0%	0.5%	—	—	—	—	—	54.1%	45.5%	
母子世帯	人数	52,184	6,177	5,121	17,137	20,208	3,455	86	—	—	36.6
	割合	100.0%	11.8%	9.8%	32.8%	38.7%	6.6%	0.2%	—	—	
障害者世帯	人数	30,825	1,152	3,383	5,092	8,397	8,231	4,152	268	150	45.1
	割合	100.0%	3.7%	11.0%	16.5%	27.2%	26.7%	13.5%	0.9%	0.5%	
傷病者世帯	人数	37,451	2,419	3,942	4,457	8,495	10,689	6,630	495	324	46.1
	割合	100.0%	6.5%	10.5%	11.9%	22.7%	28.5%	17.7%	1.3%	0.9%	
その他の世帯	人数	109,741	6,342	8,587	10,789	24,850	32,820	23,226	1,797	1,330	48.0
	割合	100.0%	5.8%	7.8%	9.8%	22.6%	29.9%	21.2%	1.6%	1.2%	

※ 高齢者世帯は、男女ともに65歳以上の者のみで構成されている世帯若しくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯であるため、19歳以下の人数も計上されている。

(資料) 平成26年度被保護者調査(年次調査(平成26年7月末日現在))特別集計

生活保護受給者の就労者割合の推移(年齢・世帯類型別②)

○ 平成25年と平成26年の就労者割合の推移をみると、全体的に対前年伸び率はプラスの傾向となっている。

		就労者全体		～19歳		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60～64歳		65～69歳		70歳以上	
		H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26
世帯全体	就労者割合(%)	12.2	12.3	5.8	5.7	33.6	34.0	29.5	30.5	26.1	26.5	19.6	20.7	13.5	14.8	7.5	7.9	2.6	2.4
	対前年伸び率(%)	+0.1		▲ 0.1		+0.4		+1.0		+0.4		+1.1		+1.3		+0.4		▲ 0.2	
高齢者世帯	就労者割合(%)	3.8	3.8	5.4	6.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7.3	7.7	2.5	2.4
	対前年伸び率(%)	±0.0		+0.7		—		—		—		—		—		+0.4		▲ 0.1	
母子世帯	就労者割合(%)	18.1	18.4	3.5	3.4	38.9	39.7	43.7	45.0	45.7	46.1	42.2	41.8	30.1	28.7	—	—	—	—
	対前年伸び率(%)	+0.3		▲ 0.1		+0.8		+1.3		+0.4		▲ 0.4		▲ 1.4		—		—	
障害者世帯	就労者割合(%)	13.3	14.1	11.2	11.2	33.7	34.6	22.3	23.3	16.6	17.4	12.3	13.1	7.8	8.2	5.2	5.1	1.9	1.5
	対前年伸び率(%)	+0.8		±0.0		+0.9		+1.0		+0.8		+0.8		+0.4		▲ 0.1		▲ 0.4	
傷病者世帯	就労者割合(%)	10.6	11.1	9.3	9.6	26.9	27.3	15.8	16.5	13.0	13.5	11.0	11.6	7.0	7.5	5.2	5.4	1.8	1.8
	対前年伸び率(%)	+0.5		+0.3		+0.4		+0.7		+0.5		+0.6		+0.5		+0.2		±0.0	
その他の世帯	就労者割合(%)	23.1	24.4	9.8	9.4	34.6	34.6	28.7	29.9	30.5	31.6	29.2	31.6	22.6	25.4	12.5	13.4	4.3	4.0
	対前年伸び率(%)	+1.3		▲ 0.4		±0.0		+1.2		+1.1		+2.4		+2.8		+0.9		▲ 0.3	

※ 就労者割合とは、各世帯類型及び年齢区分に属する生活保護受給者に対する当該区分において就労している者の割合のことである。

(資料)被保護者調査(年次調査(各年7月末日現在))特別集計

平成26年7月末時点の生活保護受給者の就労者数(年齢・雇用形態別①)

- 年齢区分毎に雇用形態別の割合をみると、どの年代もパート及びアルバイトの割合が半数を占めている。
- 雇用形態がその他に区分される者は、日雇い労働者や自営業者などが考えられる。

		就労者数 合計	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
雇用形態 別全体	人数	262,026	16,240	21,033	37,475	61,950	55,195	34,094	19,762	16,277
	割合	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
正規の 職員・ 従業員	人数	16,574	1,105	1,913	2,805	4,508	3,304	1,506	783	650
	割合	6.3	6.8	9.1	7.5	7.3	6.0	4.4	4.0	4.0
パート	人数	117,012	1,541	7,093	18,554	31,879	26,383	16,482	8,976	6,104
	割合	44.7	9.5	33.7	49.5	51.5	47.8	48.3	45.4	37.5
アルバイト	人数	59,633	11,663	6,921	7,069	10,396	10,618	6,648	3,604	2,714
	割合	22.8	71.8	32.9	18.9	16.8	19.2	19.5	18.2	16.7
派遣職員	人数	4,995	79	352	861	1,461	1,023	527	346	346
	割合	1.9	0.5	1.7	2.3	2.4	1.9	1.5	1.8	2.1
契約社員 ・委託	人数	6,394	116	466	938	1,614	1,392	801	545	522
	割合	2.4	0.7	2.2	2.5	2.6	2.5	2.3	2.8	3.2
その他	人数	57,418	1,736	4,288	7,248	12,092	12,475	8,130	5,508	5,941
	割合	21.9	10.7	20.4	19.3	19.5	22.6	23.8	27.9	36.5

(資料) 平成26年度被保護者調査(年次調査(平成26年7月末日現在))特別集計

生活保護受給者の就労者割合の推移(年齢・雇用形態別②)

○ 平成25年と平成26年の就労者割合の推移をみると、どの年代もアルバイトの対前年伸び率が概ねプラスとなっている。

		就労者 全体		～19歳		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60～64歳		65～69歳		70歳以上	
		H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26
雇用形態 別全体	就労者 割合(%)	12.2	12.3	5.8	5.7	33.6	34.0	29.5	30.5	26.1	26.5	19.6	20.7	13.5	14.8	7.5	7.9	2.6	2.4
	対前年 伸び率(%)	+0.1		▲ 0.1		+0.4		+1.0		+0.4		+1.1		+1.3		+0.4		▲ 0.2	
正規 の職員・ 従業員	就労者 割合(%)	0.8	0.8	0.4	0.4	3.1	3.1	2.3	2.3	2.1	1.9	1.2	1.2	0.6	0.7	0.3	0.3	0.1	0.1
	対前年 伸び率(%)	±0.0		±0.0		±0.0		±0.0		▲ 0.1		±0.0		+0.1		±0.0		±0.0	
パート	就労者 割合(%)	5.4	5.5	0.6	0.5	11.9	11.5	14.9	15.1	13.5	13.6	9.3	9.9	6.4	7.1	3.3	3.6	0.8	0.9
	対前年 伸び率(%)	+0.1		▲ 0.1		▲ 0.4		+0.2		+0.1		+0.6		+0.7		+0.3		+0.1	
アルバイト	就労者 割合(%)	2.6	2.8	3.8	4.1	10.8	11.2	5.2	5.7	4.1	4.5	3.6	4.0	2.5	2.9	1.2	1.4	0.4	0.4
	対前年 伸び率(%)	+0.2		+0.3		+0.4		+0.5		+0.4		+0.4		+0.4		+0.2		±0.0	
派遣職員	就労者 割合(%)	0.2	0.2	0.0	0.0	0.5	0.6	0.7	0.7	0.6	0.6	0.4	0.4	0.2	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1
	対前年 伸び率(%)	±0.0		±0.0		+0.1		±0.0		±0.0		±0.0		±0.0		±0.0		±0.0	
契約社員 ・委託	就労者 割合(%)	0.3	0.3	0.0	0.0	0.8	0.8	0.7	0.8	0.7	0.7	0.5	0.5	0.3	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1
	対前年 伸び率(%)	±0.0		±0.0		±0.0		+0.1		±0.0		±0.0		±0.0		±0.0		±0.0	
その他	就労者 割合(%)	2.8	2.7	1.0	0.6	6.5	6.9	5.6	5.9	5.1	5.2	4.6	4.7	3.5	3.5	2.3	2.2	1.1	0.9
	対前年 伸び率(%)	▲ 0.1		▲ 0.4		+0.4		+0.3		+0.1		+0.1		0.0		▲ 0.1		▲ 0.2	

※ 就労者割合とは、各年齢区分に属する生活保護受給者を母数に対する各雇用形態及び年齢区分における就労者の割合のことである。

(資料)被保護者調査(年次調査(各年7月末日現在))特別集計

生活保護受給者の就労割合の推移(就労期間別)

- 平成25年と平成26年の就労者割合の推移を就労期間別にみると、2年未満の就労期間の割合は減少し、2年以上の就労期間の割合が増えている。
- 就労期間1年未満の期間別を詳細にみると、6ヶ月以上の就労期間の割合が増えている。

		就労者総数	就労期間						
			1年未満	1年～ 2年未満	2年～ 3年未満	3年～ 4年未満	4年～ 5年未満	5年以上	期間不詳
H25	人数	258,383	58,785	38,584	25,314	15,754	9,970	34,594	75,382
	割合	100.0%	22.8%	14.9%	9.8%	6.1%	3.9%	13.4%	29.2%
H26	人数	262,026	58,136	36,620	26,096	18,430	12,037	35,248	75,459
	割合	100.0%	22.2%	14.0%	10.0%	7.0%	4.6%	13.5%	28.8%
対前年伸び率		0.0	▲ 0.6	▲ 1.0	+0.2	+0.9	+0.7	+0.1	▲ 0.4

(再掲)就労期間1年未満の期間別詳細

		就労者 計	1年未満	1月～ 2月未満	2月～ 3月未満	3月～ 4月未満	4月～ 5月未満	5月～ 6月未満	6月～ 7月未満	7月～ 8月未満	8月～ 9月未満	9月～ 10月未満	10月～ 11月未満	11月～ 1年未満
			1月未満	1月～ 2月未満	2月～ 3月未満	3月～ 4月未満	4月～ 5月未満	5月～ 6月未満	6月～ 7月未満	7月～ 8月未満	8月～ 9月未満	9月～ 10月未満	10月～ 11月未満	11月～ 1年未満
H25	人数	58,785	1,882	5,469	7,501	9,246	6,022	4,649	3,813	3,938	4,443	4,390	3,880	3,552
	割合	100.0%	3.2%	9.3%	12.8%	15.7%	10.2%	7.9%	6.5%	6.7%	7.6%	7.5%	6.6%	6.0%
H26	人数	58,136	1,469	5,369	7,251	9,371	5,816	4,510	3,821	4,146	4,511	4,253	4,042	3,577
	割合	100.0%	2.5%	9.2%	12.5%	16.1%	10.0%	7.8%	6.6%	7.1%	7.8%	7.3%	7.0%	6.2%
対前年伸び率		0.0	▲ 0.7	▲ 0.1	▲ 0.3	+0.4	▲ 0.2	▲ 0.2	+0.1	+0.4	+0.2	▲ 0.2	+0.4	+0.1

※ 就労期間とは、就労開始年月から調査時点まで継続して就労している者の期間のことである。

(資料)被保護者調査(年次調査(各年7月末日現在))特別集計

平成26年7月末時点の勤労控除適用者数

- 新規就労控除の適用状況を見てみると、19歳以下の割合が76%と最も高い。
- 未成年者控除の適用状況について年齢別にみてみると、16歳から19歳までの間では比較的均一の割合となっている。

		就労者 総数	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
就労者全体	人数	262,026	16,240	21,033	37,475	61,950	55,195	34,094	19,762	16,277
	割合	100.0%	6.2%	8.0%	14.3%	23.7%	21.1%	13.0%	7.5%	6.2%
基礎控除	人数	243,337	15,181	19,839	35,349	58,334	51,438	31,446	17,664	14,086
	割合	100.0%	6.2%	8.2%	14.5%	24.0%	21.1%	12.9%	7.3%	5.8%
新規就労 控除	人数	799	607	80	30	36	34	10	1	1
	割合	100.0%	76.0%	10.0%	3.8%	4.5%	4.3%	1.2%	0.1%	0.1%
未成年者 控除	人数	14,456	14,344	112	—	—	—	—	—	—
	割合	100.0%	99.2%	0.8%	—	—	—	—	—	—

(再掲) 新規就労控除 19歳以下の年齢別詳細

		19歳以下 全体	～15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
新規就労控除	人数	607	38	42	27	350	150
	割合	100.0%	6.3%	6.9%	4.4%	57.7%	24.7%

(再掲) 未成年者控除 年齢別詳細

		未成年者 控除全体	～15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳
未成年者控除	人数	14,456	963	3,112	4,353	3,386	2,530	112
	割合	100.0%	6.7%	21.5%	30.1%	23.4%	17.5%	0.8%

※1 就労者全体には不安定就労者等も含まれるが、不安定就労に対しては基礎控除は算定されないため、就労者全体と基礎控除の適用者数は一致しない。

※2 2種類以上の控除が適用される場合がある。

(資料) 平成26年度被保護者調査(年次調査(平成26年7月末日現在))特別集計

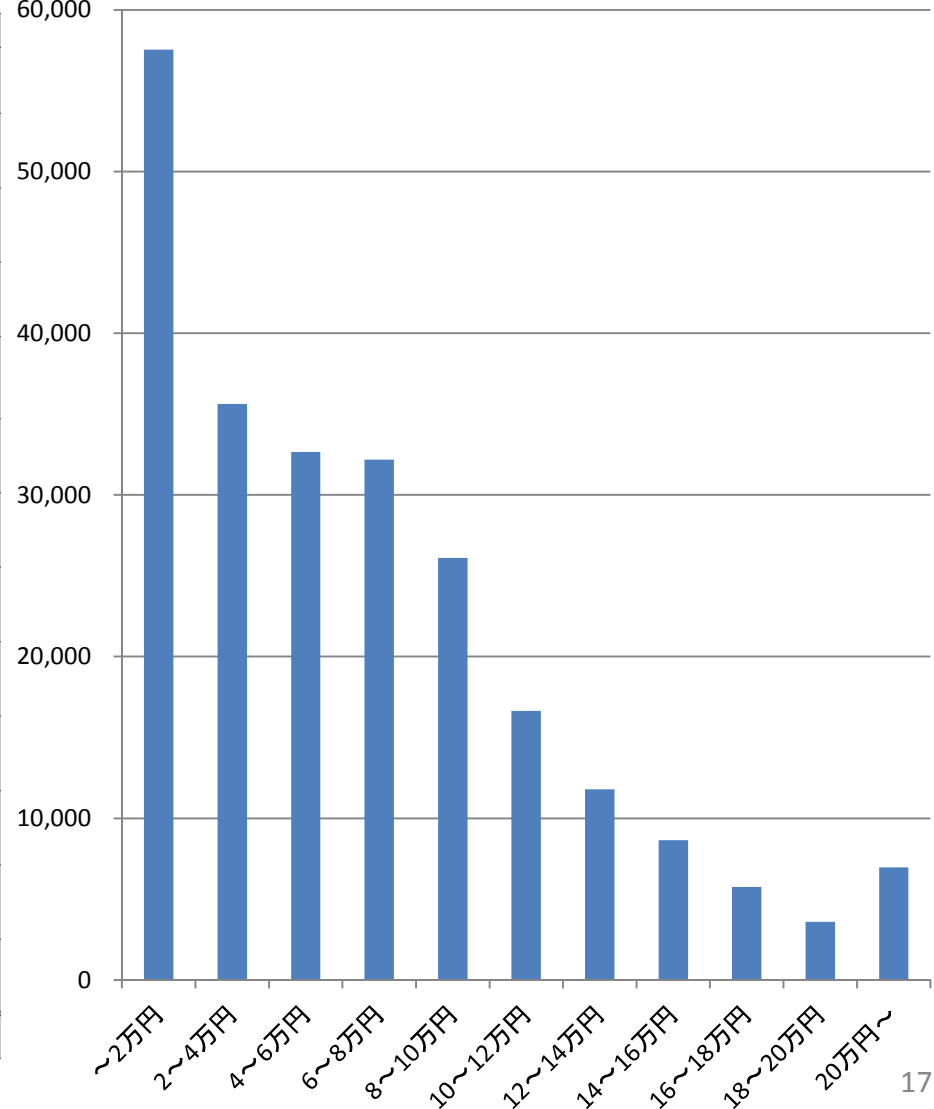
平成26年7月末時点の世帯類型別にみた世帯の就労収入の状況

○ 世帯の平均就労収入月額を世帯類型別にみると、母子世帯が83,153円で最も高く、次いでその他の世帯が77,976円となっている。

		就労世帯全体	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
総数	世帯数	237,477	29,438	48,976	28,800	33,664	96,599
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
～2万円	世帯数	57,540	11,731	4,243	16,199	9,393	15,974
	割合	24.2%	39.8%	8.7%	56.2%	27.9%	16.5%
2～4万円	世帯数	35,621	6,161	6,165	3,755	5,312	14,228
	割合	15.0%	20.9%	12.6%	13.0%	15.8%	14.7%
4～6万円	世帯数	32,652	4,478	7,688	2,261	4,417	13,808
	割合	13.7%	15.2%	15.7%	7.9%	13.1%	14.3%
6～8万円	世帯数	32,189	3,295	8,404	2,096	4,293	14,101
	割合	13.6%	11.2%	17.2%	7.3%	12.8%	14.6%
8～10万円	世帯数	26,095	1,979	7,415	1,553	3,424	11,724
	割合	11.0%	6.7%	15.1%	5.4%	10.2%	12.1%
10～12万円	世帯数	16,635	900	4,895	931	2,118	7,791
	割合	7.0%	3.1%	10.0%	3.2%	6.3%	8.1%
12～14万円	世帯数	11,785	468	3,639	649	1,488	5,541
	割合	5.0%	1.6%	7.4%	2.3%	4.4%	5.7%
14～16万円	世帯数	8,642	232	2,537	490	1,146	4,237
	割合	3.6%	0.8%	5.2%	1.7%	3.4%	4.4%
16～18万円	世帯数	5,762	106	1,646	315	769	2,926
	割合	2.4%	0.4%	3.4%	1.1%	2.3%	3.0%
18～20万円	世帯数	3,589	50	980	196	481	1,882
	割合	1.5%	0.2%	2.0%	0.7%	1.4%	1.9%
20万円～	世帯数	6,967	38	1,364	355	823	4,387
	割合	2.9%	0.1%	2.8%	1.2%	2.4%	4.5%
平均就労収入月額(円)		67,113	39,162	83,153	37,358	62,502	77,976

(世帯数)
60,000

就労世帯全体の就労収入月額階級別の世帯数



(資料)平成26年度被保護者調査(年次調査(平成26年7月末日現在))特別集計

平成26年7月末時点の学校種別にみた未成年者控除適用者の就労収入の状況

○ 未成年者の就労状況について学校種別にみると、高等学校に就学するものが最も多く、そのうち収入別では3～4万円台が最も大きい。

		未成年者控除全体								
			高等学校	全日制	定時制	通信制	高等専門学校	専修学校・各種学校	その他	就学なし
総数	人数	14,456	8,297	6,146	1,559	592	55	103	86	5,915
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1万円未満	人数	638	364	303	40	21	4	1	4	265
	割合	4.4%	4.4%	4.9%	2.6%	3.5%	7.3%	1.0%	4.7%	4.5%
1～2万円	人数	1,015	702	556	105	41	5	8	8	292
	割合	7.0%	8.5%	9.0%	6.7%	6.9%	9.1%	7.8%	9.3%	4.9%
2～3万円	人数	1,730	1,314	1,082	167	65	5	16	9	385
	割合	12.0%	15.8%	17.6%	10.7%	11.0%	9.1%	15.5%	10.5%	6.5%
3～4万円	人数	1,856	1,399	1,114	206	79	7	21	11	418
	割合	12.8%	16.9%	18.1%	13.2%	13.3%	12.7%	20.4%	12.8%	7.1%
4～5万円	人数	1,791	1,296	1,013	215	68	10	16	15	454
	割合	12.4%	15.6%	16.5%	13.8%	11.5%	18.2%	15.5%	17.4%	7.7%
5～6万円	人数	1,554	1,045	787	194	64	5	17	8	479
	割合	10.7%	12.6%	12.8%	12.4%	10.8%	9.1%	16.5%	9.3%	8.1%
6～7万円	人数	1,275	757	525	174	58	6	10	6	496
	割合	8.8%	9.1%	8.5%	11.2%	9.8%	10.9%	9.7%	7.0%	8.4%
7～8万円	人数	981	555	325	169	61	5	5	8	408
	割合	6.8%	6.7%	5.3%	10.8%	10.3%	9.1%	4.9%	9.3%	6.9%
8～9万円	人数	752	339	190	106	43	1	2	3	407
	割合	5.2%	4.1%	3.1%	6.8%	7.3%	1.8%	1.9%	3.5%	6.9%
9～10万円	人数	483	177	90	64	23	4	2	6	294
	割合	3.3%	2.1%	1.5%	4.1%	3.9%	7.3%	1.9%	7.0%	5.0%
10～11万円	人数	472	124	49	50	25	1	3	0	344
	割合	3.3%	1.5%	0.8%	3.2%	4.2%	1.8%	2.9%	0.0%	5.8%
11～12万円	人数	288	71	36	21	14	0	0	1	216
	割合	2.0%	0.9%	0.6%	1.3%	2.4%	0.0%	0.0%	1.2%	3.7%
12万円以上	人数	1,622	154	76	48	30	2	2	7	1,457
	割合	11.3%	1.9%	1.2%	3.1%	5.1%	3.6%	1.9%	8.1%	24.6%

(資料)平成26年度被保護者調査(年次調査(平成26年7月末日現在))特別集計

(参考1)15歳から19歳の高校在学者の就労状況

	一般世帯	生活保護受給世帯
15歳から19歳の高校在学者総数	3,736,100人	44,212人
就労者数	206,600人	8,297人
就労割合	5.5%	18.8%

※ 生活保護受給世帯の高校在学者数は、高等学校等就学費支給者数としている。また、同世帯の就労者数は、高等学校に就学する者の未成年者控除適用者数としている。

(資料)

- ・一般世帯:総務省「平成24年就業構造基本調査」
- ・生活保護受給世帯:厚生労働省「平成26年度被保護者調査(年次調査(平成26年7月末日現在))」特別集計

(参考2)一般の高校生のアルバイト収入金額

	平均値	中央値
高校1年生	29,811円	28,125円
高校2年生	37,747円	34,577円
全体	36,485円	31,967円

※ 全国の高等学校1年生及び2年生を対象に、平成24年7月時点のアンケート調査を実施。サンプル数は3,213件。

※ 調査方法は、「全国学校総覧2012年版」掲載の国公私立の高等学校(分校、定時制等を含む)から等間隔に無作為抽出した671校に対し、郵送で各校約40人に対し調査を依頼。

(資料)

公益財団法人消費者教育支援センター・公益財団法人生命保険文化センター「平成24年度高校生の消費生活と生活設計に関するアンケート調査報告書」

参考資料

- 勤労控除の概要資料20p
- 就労自立給付金の概要資料21p
- 就労支援事業の実績22p

勤労控除の概要

勤労控除は、就労収入のうち一定額を収入から控除し、収入の一部を手元に残すことにより、就労に伴う必要経費の補填や、就労インセンティブの増進・自立助長を図ることを目的とする制度。

1. 基礎控除

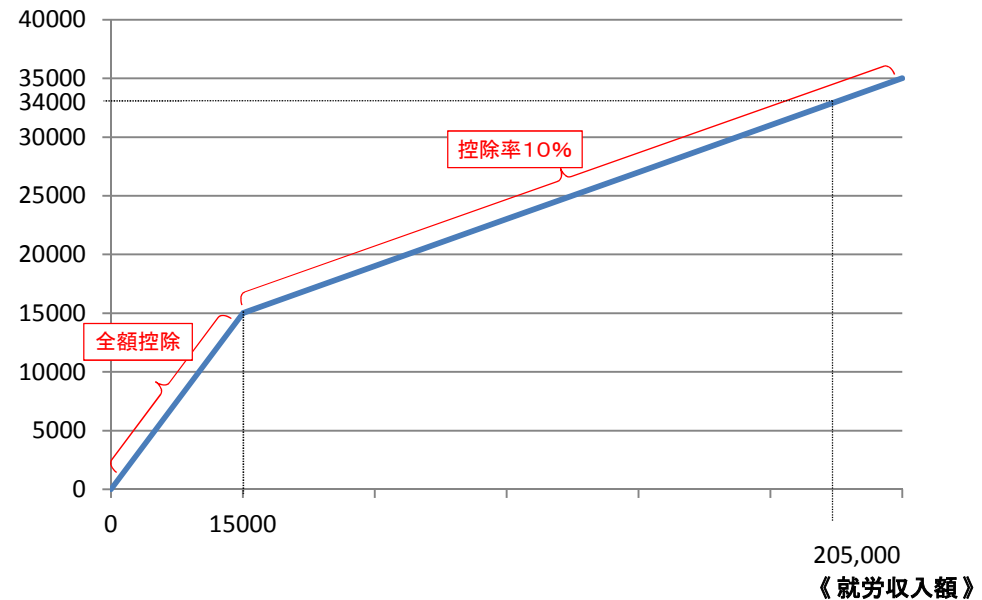
- 就労に伴い必要となる被服、身の回り品、知識・教養の向上等のための経費、職場交際費等の経常的な経費を控除するものであり、勤労意欲の増進、自立の助長を図ることを目的とする。
- 控除額は、就労収入に比例して増加。

【控除額(月額)】

- ・就労収入15,000円までは全額控除。
- ・就労収入15,000円超の場合は、15,000円に当該超える額の10%を合計した額が控除額となる(※)。

※ 実際には収入金額別に区分を設け、各区分ごとに控除額を定めている。

《控除額》



2. 新規就労控除

- 新たに継続性のある職業に従事した場合に、その就労収入から一定額を控除するもの。
(中学校等を卒業した者や入院その他やむを得ない事情のためおおむね3年以上の間職業に従事することができなかった者)

【控除額(月額)】 11,100円(就労から6か月間のみ)

3. 未成年者控除

- 20歳未満の者が就労している場合に、その就労収入から一定額を控除するもの。
(単身者や配偶者とのみで独立した世帯を営む者等の一定の条件にある者については認定しない。)

【控除額(月額)】 11,400円

就労自立給付金の創設

- ◎ 生活保護から脱却すると、税・社会保険料等の負担が生じるため、こうした点を踏まえた上で、生活保護を脱却するためのインセンティブを強化するとともに、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止することが重要である。
- ◎ このため、保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たこと等により保護廃止に至った時に支給する制度（就労自立給付金）を創設した。【施行期日：平成26年7月1日】

制度概要

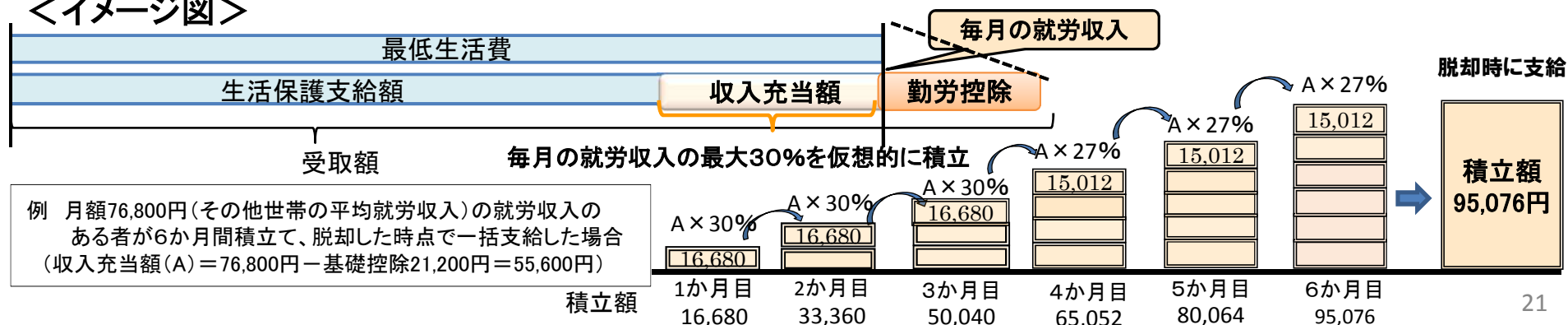
- 支給要件：安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認めたもの
- 支給時期：世帯を単位として保護廃止時に一括支給
- 支給額：上限額 単身世帯 10万円、多人数世帯 15万円
- 算定方法：算定対象期間(※1)における各月の就労収入額(※2)に対し、その各月に応じた算定率(※3)を乗じて算定し、上限額といずれか低い額を支給額とする。
- 再受給までの期間：原則3年間

※1 算定対象期間：保護を必要としなくなったと認められた日が属する月から起算して前6か月間。

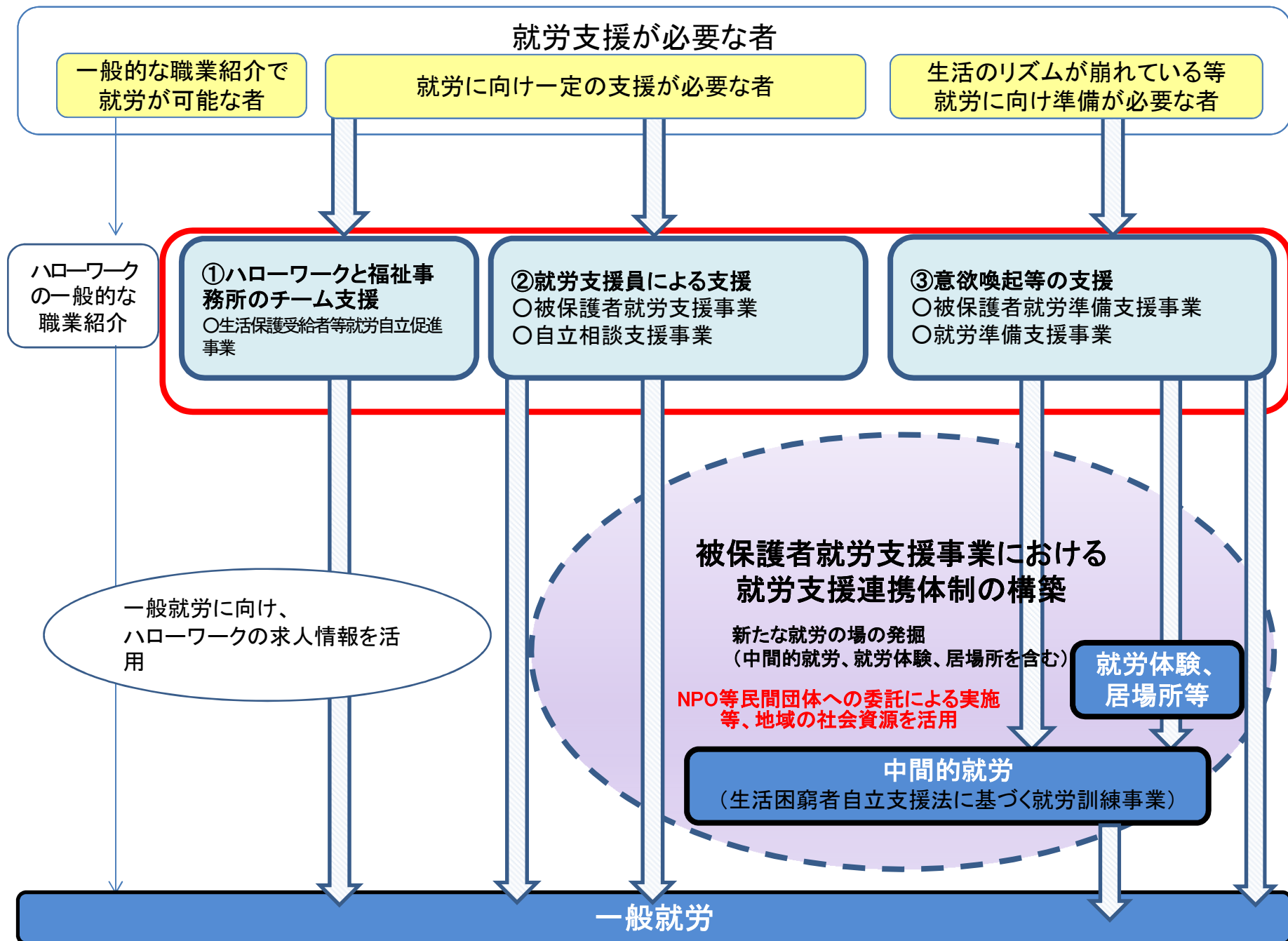
※2 就労収入額：就労に伴う収入として収入充当した額

※3 算定率：保護の廃止に至った就労の収入認定開始月を起算点とし、1～3月目までは30%、4～6月目までは27%、7～9月目までは18%、10月目以降は12%

<イメージ図>



生活保護受給者・生活困窮者の就労支援に対する就労支援体制（平成27年度～）



生活保護受給者に対する就労支援の状況(平成26年度実績)

○ 生活保護受給者に対しては、就労能力や就労意欲に応じて就労支援を実施しており、就労・増収に一定数繋がる等の成果が見られる。

	事業概要	対象者数	就労・増収者数
①ハローワークの就職支援 ナビゲーターによる福祉 事務所とのチーム支援	福祉事務所とハローワーク等の 間で協定を締結し、就職支援ナ ビゲーターによる支援を中心に 各種就労支援を実施する。	65,872人 (前年比:24.1%増)	41,228人 (前年比:29.0%増) 就労・増収率62.6%
②就労支援員を活用した 就労支援 (※就労意欲喚起等支援事業等含む)	福祉事務所に配置された就労支 援員が、ハローワークへの同行 訪問、履歴書の書き方など就労 を支援するほか、受給者の就労 意欲喚起を行う。	96,310人 (前年比:6.9%増)	37,524人 (前年比:9.9%減) (就労・増収率39.0%)
③福祉事務所における ②以外の就労支援	上記のほか、各自治体独自の 就労支援を行う。	10,910人 (前年比:35.2%増)	4,152人 (前年比:24.8%増) 就労・増収率38.1%
合 計		173,092人 (前年比:14.4%増)	82,904人 (前年比:7.7%増) 就労・増収率47.9%
【参考】実 数		対象者 122,810人	就労・増収者 46,767人 (うち廃止者) 12,216人

※1 ①は生活保護受給者等就労自立促進事業

※2 ①の「対象者数」、「就労・増収者数」は職業安定局調べ。②③は社会・援護局調べ。

※3 合計は、①②③の合計であるが重複している者がいる。

※4 実数の中には、就労支援を終了した後、年度内に再度就労支援を受けた者が重複している場合がある。

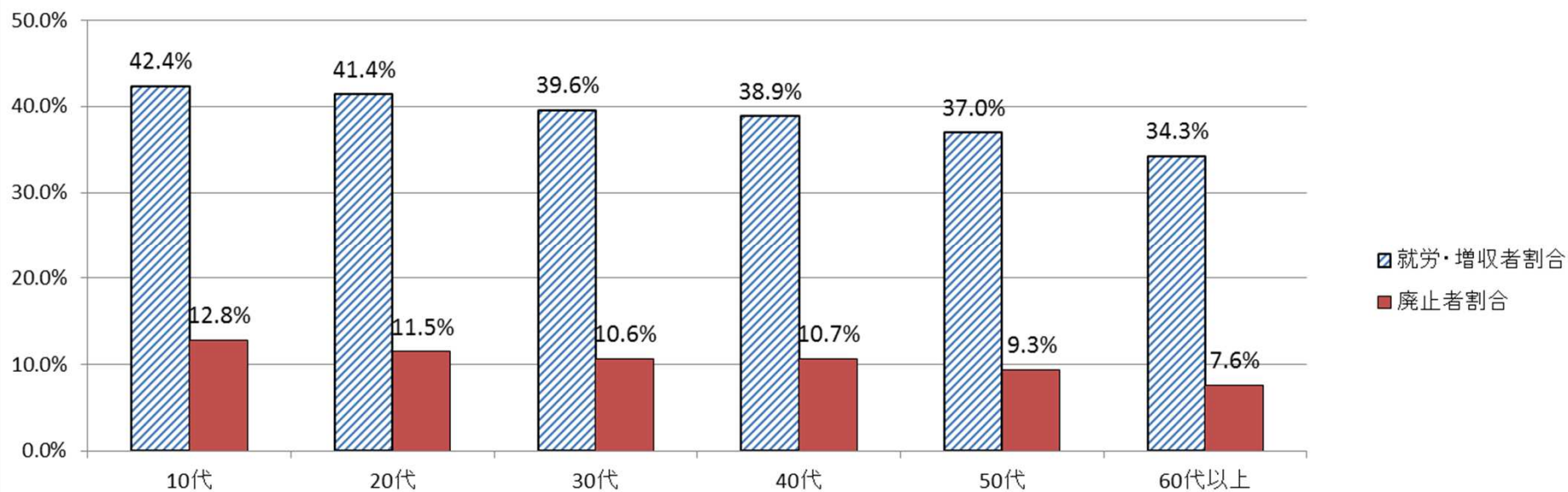
※5 廃止者は、就労・増収者の内数。

就労支援の状況（年齢別）

- 事業参加者の7割以上が40代以上であり、50代以上も4割を超えている。
- 就労・増収者割合および廃止者割合は、年代が下がるにつれて、比較的高くなる傾向がある。

		10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	合計
事業参加者数（構成割合）		3,313 (2.7%)	11,286 (9.2%)	18,934 (15.4%)	33,982 (27.7%)	37,375 (30.4%)	17,920 (14.6%)	122,810 (100%)
	うち就労・増収者数 （廃止者含む）	1,406	4,678	7,497	13,216	13,830	6,140	46,767
	うち廃止者数	423	1,295	2,014	3,624	3,491	1,369	12,216

年齢別の就労・増収者割合および廃止者割合



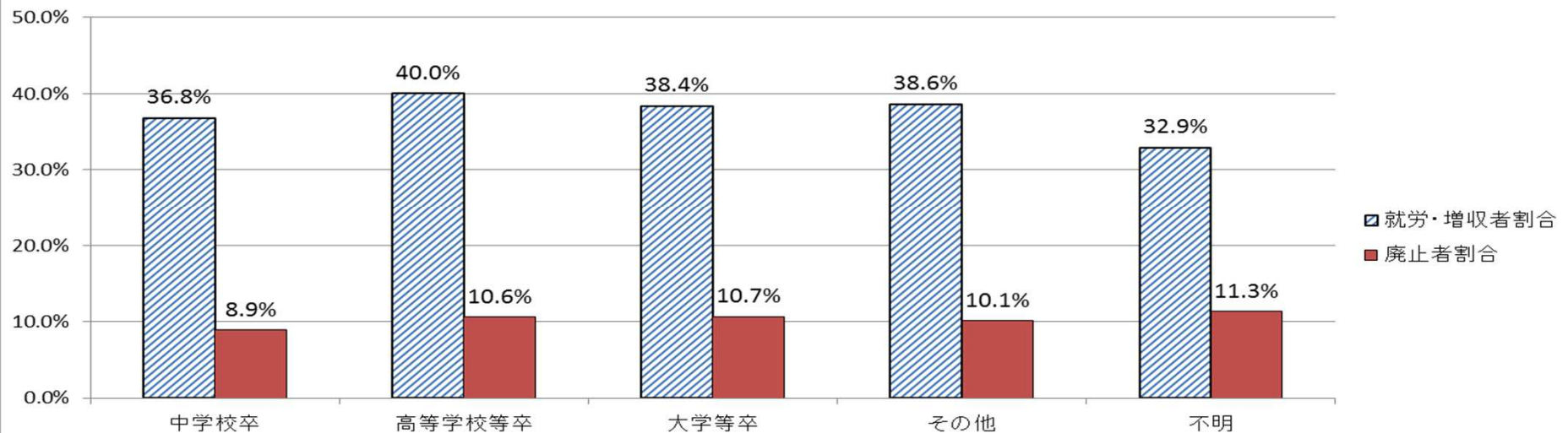
※ 年齢層別の事業参加者数を母数として割合を計上

就労支援の状況(最終学歴別)

- 事業対象者の最終学歴については、中学校卒の者が約4割を占めている。なお、平成22年国勢調査によると、在学中及び未就学の者を除く15～64歳の者のうち、小学校又は中学校卒業者の割合は1割程度となっている。

		中学校卒	高等学校等卒	大学等卒	その他	不明	合計
事業参加者数（構成割合）		48,555 (39.5%)	53,661 (43.7%)	7,765 (6.3%)	3,571 (2.9%)	9,258 (7.5%)	122,810 (100%)
	うち就労・増収者数 （廃止者含む）	17,876	21,479	2,983	1,380	3,049	46,767
	うち廃止者数	4,315	5,665	827	360	1,049	12,216

最終学歴別の就労・増収者割合および廃止者割合

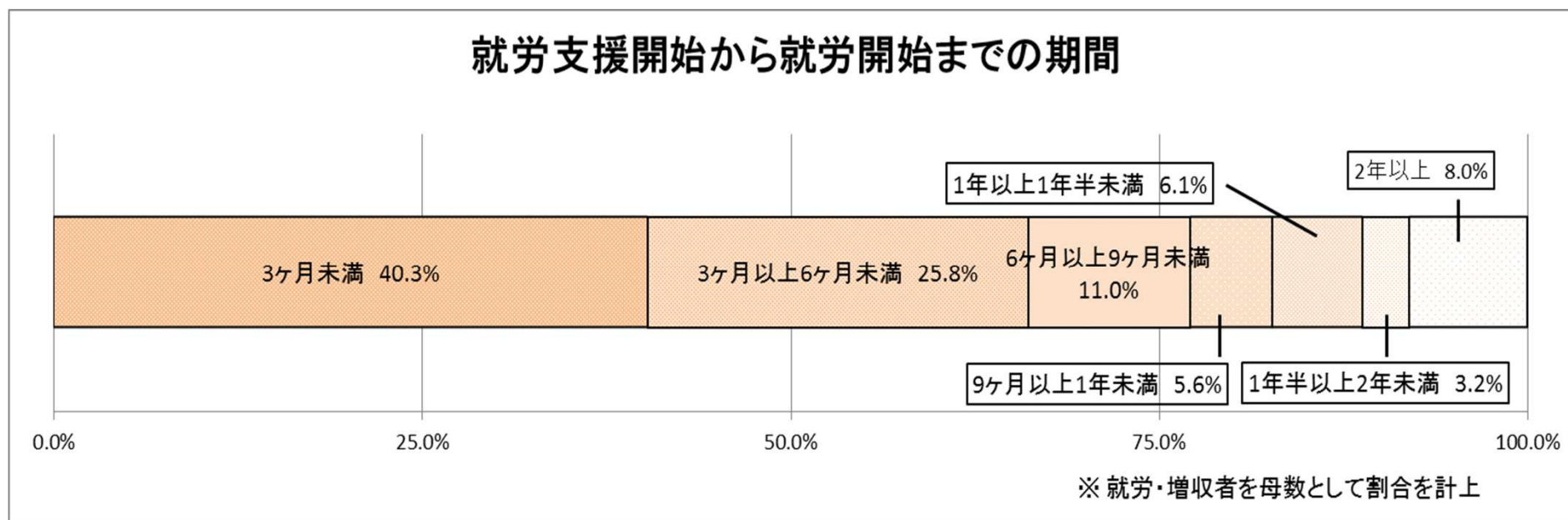


就労支援等の状況調査（平成26年度）

※ 最終学歴別の事業参加者数を母数として計上

就労支援開始から就労開始までの期間

- 就労・増収者のうち、約7割が支援開始から6ヶ月未満で就労を開始している。
- 支援開始から就労開始まで1年以上かかるケースは、全体の約2割である。

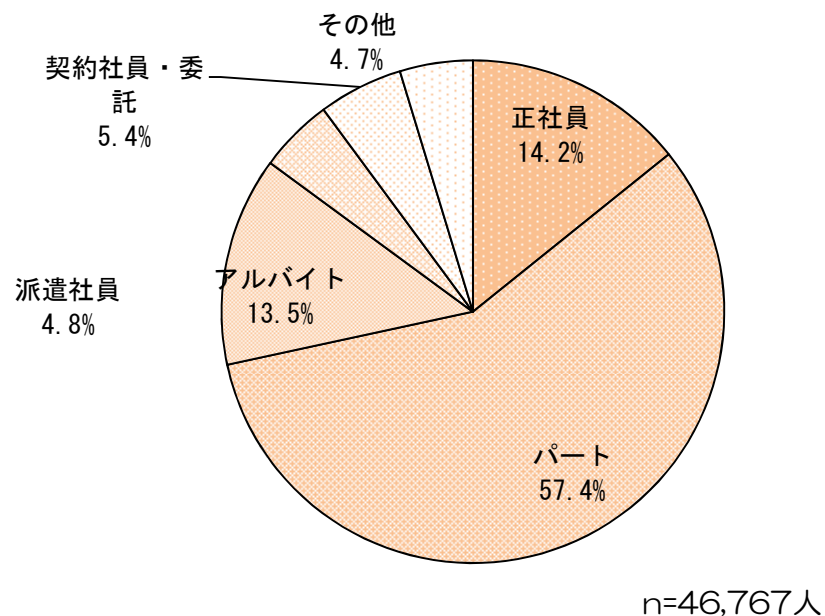


n=46,767人

就労支援の実績(雇用形態)

- 就労・増収者の雇用形態は、パートが57.4%と最も高く、正社員が14.2%である。
- 廃止者の雇用形態は、パートが34.5%であり、次いで正社員が32.8%である。

就労・増収者の雇用形態別割合



廃止者の雇用形態別割合

